

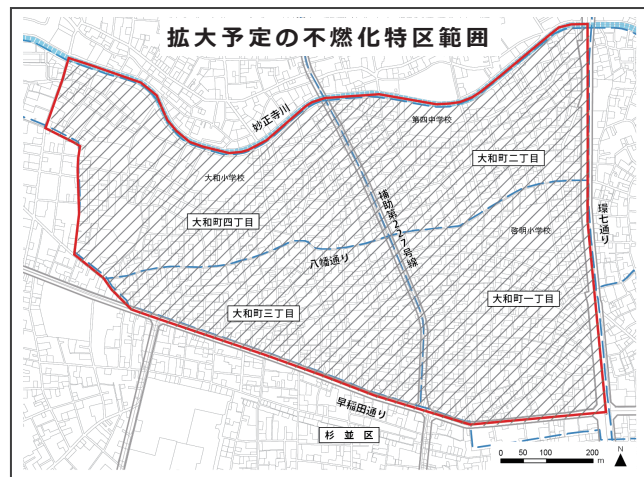
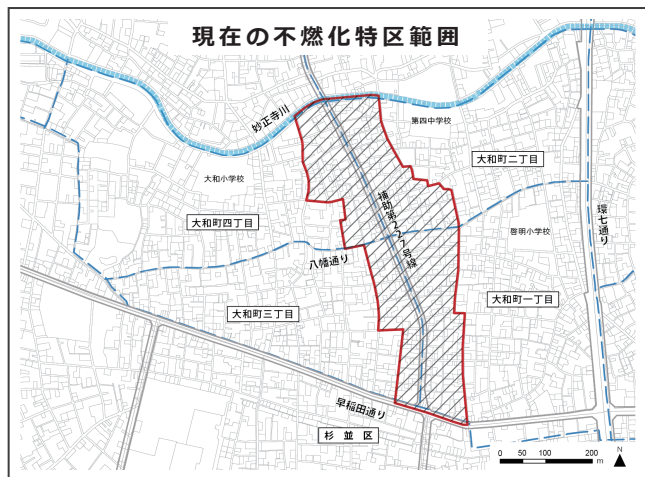
まちづくりのお知らせ

平成28年12月 / 発行：中野区都市基盤部地域まちづくり分野

不燃化特区の区域拡大に向けた申請を行っています

大和町地区のまちづくりについては、大和町中央通りの拡幅整備を契機として平成25年度より取り組みを開始し、「大和町まちづくりの会」など地域での熱心な検討がされてきました。まちづくりの取り組みの一つとして、東京都と区が連携して不燃化を推進するための支援策を展開できる「不燃化特区」を「大和町中央通り沿道地区」において平成26年度より先行的に導入しています。

この度、災害に強いまちづくりを大和町地区全域にて推進するために、不燃化特区の区域を拡大するよう東京都に申請を行っています。今後、東京都との協議を重ね、平成29年4月ごろに区域拡大の指定を受ける予定です。(事業期間平成32年度まで)



不燃化特区補助制度とは

○ 次の費用の一部が補助されます

- ・ 老朽建築物の建替え費用
- ・ 老朽建築物の除却費用
- ・ 老朽建築物除却後の土地管理費用

※老朽建築物とは、例えば木造の場合、建築後15年を超過したものなどです。
※工事着工前の申請が必要です。

○ 固定資産税・都市計画税が減免されます

- ・ 木造家屋などから耐火建築物や準耐火建築物へ建替えた住宅
⇒ 5年間、新築した住宅に係る固定資産税・都市計画税を減免
- ・ 老朽建築物を除却し適正に管理している土地
⇒ 最大5年間、小規模住宅用地並に固定資産税・都市計画税を軽減

○ 補助金はどれくらい？

築15年で延べ床面積100㎡の一戸建ての木造住宅を建替える場合

- ◆ 240万円 (除却費)
- ◆ 40万円 (仮住居費)
- ◆ 141万6千円 (建築設計費等)

最大で421万6千円



★★★★★ 問い合わせ先 ★★★★★

中野区 都市基盤部 地域まちづくり分野 大和町まちづくり担当

電話：03-3228-8727 (直通) / FAX：03-3228-8943

大和町不燃化特区相談ステーション

このようなことでお困りではないですか？

不動産
(土地・建物)

1. 不燃化特区とは何ですか？
2. 現在の土地で建替えができますか？
3. 二世帯住宅に建替えたい。
4. 耐火、準耐火の建物について知りたい。
5. 未接道の宅地で建替えたい。
6. 建築制限について知りたい。
7. 建物の共同化について知りたい。
8. 土地または建物の権利が複雑である。
9. 住宅を解体し土地を処分したい。



相続

10. 建替えをしたいが、相続が終わってない。
11. 親名義の建物の建替えを親族の名義で建替えたい。

借地

12. 借地で建替えをしたい。
13. 借地にある建物を取り壊したい。
14. 借地を解消したい。
15. 借地を買い取りたい。
16. 借地権の更新について。

助成制度

17. 不燃化特区の助成制度の対象になる建物について知りたい。
18. 法人名義の建物に助成は可能ですか？
19. 共同住宅の建替えの助成は可能ですか？

どんなことでも、まずはご相談ください！

平成29年1月・2月・3月の開設日 開設時間：午後1時半～午後5時半
開設日はカレンダーに○が付いている日です。または中野区ホームページ[相談ステーション](#)で検索！

1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

問い合わせ先

○大和町不燃化特区相談ステーション
(開催日当日 午後1時半～午後5時半)

TEL：070-6407-2608

○中野区 大和町まちづくり担当
(開催日以外 午後9時～午後5時)

TEL：03-3228-8727

※予約制ではありませんが、できるだけ事前にご連絡ください。

会場案内

